

事例 11 樹木採取権制度を活用した林業事業体の育成

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



- ・熊本県人吉市 ^{ひとよし} ^{たかに} 田国有林
- ・請負事業者による地拵えの様子
(令和6(2024)年4月)

熊本南部森林管理署管内に指定した「九州1球磨川樹木採取区（区域面積：190ha）」では、令和4(2022)年8月より樹木採取権者である株式会社南栄が事業を実施しています。一定区域において一定期間、安定的に樹木を採取できるという樹木採取権制度の特徴を活かし、令和5(2023)年度は、樹木採取区で約3,300 m³を生産しました。また、伐採跡地の植栽については、花粉の少ない苗木を確保し花粉発生源対策の推進に寄与するとともに、着実に再造林を実施しています。

同社は、これまで民有林を中心に、一部国有林から購入した立木の素材生産を行ってきました。樹木採取権の取得を契機に川中事業者と安定供給に関する協定を締結するなど、先を見通した安定的な事業量の確保が可能となりました。将来的には民有林からの施業受託など、事業の幅を広げていきたいとしています。

熊本南部森林管理署では、引き続き、樹木採取権制度を通じた林業事業体の育成や確実な再造林に取り組んでいきます。



樹木採取権制度について

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/jyumokusaisiyuken.html